

雲南市告示第170号

公募型プロポーザル方式に係る手続きの公告
次のとおり企画提案書の提出を公募します。

令和6年4月11日

雲南市長 石飛 厚志

雲南市電気自動車用充電設備等導入事業
公募型プロポーザル実施要領（提案書提出説明書）

1. 目的

雲南市は、令和4年6月に「雲南市脱炭素宣言」を表明し、市民・事業者・行政等関係者がお互いに学びあい協力連携を図りながら、持続可能な地球環境を未来に引き継ぐため、2050年を目標に脱炭素社会実現に向けた様々な取組みにチャレンジしている。

今後、電気自動車（以下「EV」という。）の普及に寄与するため、雲南市（以下「市」という。）が所有する施設にEV充電設備を設置する事業者の選定について、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により、最も優れた事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2. 事業の概要

(1) 事業の名称

雲南市電気自動車用充電設備等導入事業(以下「本事業」という。)

(2) 事業の内容

事業者は、本市が所有、維持管理する施設の駐車場を活用し、事業者の自己資本によりEV充電設備の整備に必要な配線工事等を含む充電設備一式（以下「EV充電設備等」という。）の設置、維持管理及び事業運営を行う。

市は、所有、維持管理する施設の駐車場を事業者に貸し付け、EV充電設備等の設置に伴う用地等の使用を許可する。

なお、本事業の詳細は、別紙「雲南市電気自動車用充電設備等導入事業（公募型プロポーザル仕様書）（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

(3) 事業の期間

事業期間は、EV充電設備等の利用を開始した日から起算して10年間とし、事業期間中は事業者の責任において、EV充電設備等の維持管理及び運営を行うものとする。なお、事業期間終了後の取り扱いは双方の協議によるものとする。

(4) 行政財産の使用料

EV充電設備等を設置する用地等に係る行政財産の目的外使用料については、雲

南市行政財産使用料条例（平成16年条例第69号）の規定によるものとする。

3. 事業者選定の方法

公募型プロポーザル方式により、本事業を受託するに最も適した事業者を選定するものとする。

4. 担当部署及び問合せ先

- ・ 部署名：雲南市市民環境部環境政策課（雲南市役所本庁舎1階）
- ・ 住 所：〒699-1392 雲南市木次町里方521-1
- ・ 電 話：0854-40-1033
- ・ 電子メール：kankyouseisaku@city.unnan.shimane.jp

5. 日程（予定）

項目	日程
公告日	令和 6年 4月11日(木)
質問書の提出期限	令和 6年 4月16日(火) 午後5時必着
質問に対する回答期限	令和 6年 4月17日(水)
参加表明書の提出期限	令和 6年 4月19日(金) 午後5時必着
企画提案書の提出期限	令和 6年 4月26日(金) 午後5時必着
審査実施日	令和 6年 4月30日(火)
審査結果通知日	令和 6年 5月 1日(水)

6. 参加資格要件

本プロポーザルに参加する者（以下「参加申込者」）という。）は、仕様書等の趣旨を理解し、本事業に関する実績と能力がある事業者で、参加表明書提出時点において、次の事項をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 本市が実施する入札について、指名停止の措置を受け、公告日においてその措置の期間が満了していない者でないこと
- (3) 国税及び地方税の滞納がないこと
- (4) 次の各号のいずれにも該当しない者であること
 - ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定に基づく破産の申立てがなされている者
 - イ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続きの申立てがなされている者
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続きの申立てがなされている者
 - エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団

オ 役員等が暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者参加表明書受付を終了する
までに、雲南市からの指名停止等に係る処分が満了していない者

7. 質問書の提出について

本案件に対する質問は、質問の趣旨及び内容記載の上、電子メールで送信すること。
質問内容及び回答については電子メールにより通知する。

- (1) 提出様式 質問書【様式3】
- (2) 提出期限 令和 6年 4月16日（火）午後5時必着
- (3) 提出先 「上記4」と同様とする。
- (4) 提出方法 電子メール：kankyouseisaku@city.unnan.shimane.jp
※提出期限までに、担当部署に電話で電子メールの到着を確認すること
- (5) 予定回答日 令和 6年 4月17日（水）午後5時まで

8. 参加表明書の提出について

- (1) 提出書類
参加表明書【様式1】による。
- (2) 提出期限
令和 6年 4月19日（金） 午後5時必着
- (3) 提出先
上記「4. 担当部署及び問合せ先」と同様とする。
- (4) 提出方法
持参、郵送又は電子メールによる。
ただし、持参又は郵送の場合は事前に担当部署へ連絡すること。
- (5) 参加資格審査の結果通知
 - ① 通知日 令和 6年 4月22日（月）
 - ② 通知様式 参加資格審査結果通知書【様式2】
 - ③ 通知方法 電子メール

9. 企画提案書の提出について

- (1) 提出書類
提案書は任意様式。ただし、正本には、提案書表紙【様式4】を添付すること。
- (2) 提出期限
令和 6年 4月26日（金） 午後5時必着
- (3) 提出先
上記「4. 担当部署及び問合せ先」と同様とする。
- (4) 提出方法
正本（紙媒体）1部、副本（紙媒体）5部を持参又は郵送により提出すること。
また、正本の電子データ（CD-R又はDVD-R）を1部提出すること。

10. 企画提案書の審査方法について

(1) 選定委員会の設置

・企画提案書の内容を、作成要領及び審査基準に基づき審査し最優秀提案者を選定するため、雲南市電気自動車用充電設備等導入事業公募型プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

・選定委員会の委員

委員長：市民環境部長

委員：総務部長、産業観光部長、脱炭素推進担当統括監、脱炭素推進担当管理監

事務局：市民環境部環境政策課

(2) 審査日

令和 6年 4月30日（火）

(3) 実施方法等

審査の方法及び評価の基準等については、作成要領及び審査基準のとおり。

11. 選定結果について

(1) 通知日

令和 6年 5月 1日（水）

(2) 通知方法

審査結果通知書【様式5】により、電子メール及び書面で通知する。

(3) 異議申し立て

非選定となった事業者は、審査結果の通知の日の翌日から起算して7日（休祝日を除く）以内に書面（任意様式）により、非選定となった理由（事業者の評価点のみ）を求められることができる。なお、審査結果に対する異議を申し立てることはできない。

12. 失格要件

(1) 提案期日を過ぎて提出書類が提出された場合。

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。

(3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。

(4) 本実施要領に違反すると認められる場合。

(5) 上記「6. 参加資格要件」を満たさなくなった場合。

13. 最優秀提案者との協議

最優秀提案者を優先交渉者とし、本事業の実施に関して、企画提案内容を踏まえ本市との協議により協定書を締結する。